

## 診療所の新規開設（個人）までの流れ

|               |   |
|---------------|---|
| 開設前           | <p>診療所の平面図が決まったら、まずは保健所窓口にて、事前にご相談ください。構造設備に医療法上の問題がないか確認します。</p>   |
| 開設日～<br>10日以内 | <p>○診療所開設届【第5号様式（第3条関係）】</p> <p>添付書類：①管理者の医師・歯科医師免許証の原本<br/>         ②管理者の医業略歴書<br/>         ③管理者の臨床研修修了登録証の写し*<br/>         ④医療従事者の免許証の写し<br/>         ⑤敷地周辺の見取図（GoogleMap 等も可）<br/>         ⑥建物の構造概要及び平面図</p> <p style="text-align: center;">〔※平成 16 年 4 月 1 日以降に医籍登録した医師、または平成 18 年 4 月 1 日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合のみ。〕</p> <p>○新規開業に伴う医療機能等に関する確認書（医科のみ）</p> <p>○診療用エックス線装置備付届【第31号様式（第13条関係）】</p> <p>添付書類：①診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】機種ごと<br/>         ②装置の製作者名・形式・定格出力等が確認できる書類（カタログ等）<br/>         ③備え付ける部屋の平面図<br/>         ④放射線に係る測定結果<br/>         （漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉）<br/>         ⑤遮蔽能力計算書（定格出力の管電圧（波高値）が 10kV 以上、かつエネルギーが 1mA 未満のものに限る）</p> <p>○共同利用に関する計画書（エックス線装置を設置する場合のみ）</p> <p>以下、指定を受ける場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関指定申請書（2部）<br/>         …長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。</p> <p>○医療機関指定申請書（結核）<br/>         …長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。<br/> <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</a></p> <p>○生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関指定申請書<br/>         …添付書類：誓約書<br/>         長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市中央総合事務所生活福祉 1 課。<br/> <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/470000/471000/p028511.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/470000/471000/p028511.html</a></p> |

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454200/p023622.html>